

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

1. 訓練の目的・目標

本訓練は、「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節2」に基づき、実施するものである。

なお、今年度の訓練については、令和7年度第25回原子力規制委員会において決定した「令和7年度事業者防災訓練の実施方針」に従い、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練を実施した。

再処理事業部対策本部（以下「事業部対策本部」という。）および全社対策本部の訓練目的を以下に示す。

【事業部対策本部】

本訓練は、「再処理事業部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」に基づき、4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）および公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター（以下「NMCC」という。）との同時発災を想定したシナリオのもとで、事業部対策本部、全社対策本部、他事業部およびNMCCとの情報共有および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

(1) 「全社対策本部、他事業部およびNMCCとの情報共有」

達成目標：しゅん工時の本部要員および機能班において、全社対策本部に対して情報共有ツールを用いて正確な情報を適宜共有できること

また、NMCCに対し他事業部の状況を含めた情報共有が適切にできること

検証項目：①現場－事業部対策本部－全社対策本部間の情報共有が情報共有ツールによりタイムリーに正確な情報を共有できること

②事業部対策本部は現場からの情報が錯綜する状況下で、全社対策本部（即応センター含む）へ発信する情報が正確であることを判断するとともに、一元的な情報発信ができること

③NMCCとの間であらかじめ定められた情報フローのとおり、NMCCからの連絡要員が到着するまでの間においても相互の情報共有を含めた連携ができること
また、他事業部の情報を提供できること

④EAL判断および防災体制を発令し、全社対策本部（即応センター含む）へ情報共有できること

⑤通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること

⑥COP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること

- ・発生したトラブル対応について、対応する戦略の優先順位が容易に確認できること
- ・戦略だけでなく、トラブルの発生事象、原因および対策がCOP資料内で共有できること

(2) 「4施設およびNMCC同時発災時の支援・協力対応」

達成目標：しゅん工後の本部要員および機能班において、支援および協力活動が実施できること

検証項目：①全社対策本部に対し支援要請、協力活動が適切にできること

②NMCCに対する支援・協力ができること

(3)「緊急時対応能力および重大事故等対処設備を活用した現場実働対処」

達成目標：しゅん工時の本部要員および機能班において、現場と緊急時対策所が連携を図り事象収束活動が実施できること

検証項目：①現場は緊急時対策所からの判断に基づき、重大事故等対処設備等を用いた現場対応ができること

②重大事故対応等の事象収束活動を、予め定めた時間、要員、装備で問題無く実施できること

【全社対策本部】

本訓練は、「全社対策本部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）およびNMCCとの同時発災を想定したシナリオのもとで、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

(1)「発災情報をもとに対策活動の判断・指示」

達成目標：4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）およびNMCCとの同時発災状況のもと、全社対策本部の活動に必要な判断・指示ができること

検証項目：①全社対策本部の活動に必要な情報を入手するために情報共有ツールを使用できること

②全社対策本部内において正確な情報共有が実施できること

③手順に基づき、全社対策本部要員が活動するために必要な判断・指示ができること

④手順に基づき、全社対策本部要員以外の社員、協力会社員等への対応について迅速に判断・指示ができること

(2)「社外への情報発信」

達成目標：社外への迅速かつ分かりやすく正確な情報発信ができること

検証項目：①ERCプラント班へ事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況の情報発信ができること

②施設の発災状況、事象の重要度および今後の対応など、プレスが理解できる情報を発信できること

(3)「事業部対策本部の支援」

達成目標：事業部対策本部の支援を適切に実施できること

検証項目：①事業部対策本部の支援要請に対して全社対策本部で適切に判断ができること

②事業部対策本部との調整が機能班間で実施できること

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

2025年11月11日（火） 13:30～17:00（社内反省会を含む。）

<気象条件^{※1}> 天候：曇り、温度：20℃、風向：南西、風速：4m/s、大気安定度：D

※1：天候、気温、風向、風速、大気安定度は訓練想定により固定条件として設定

(2) 対象施設

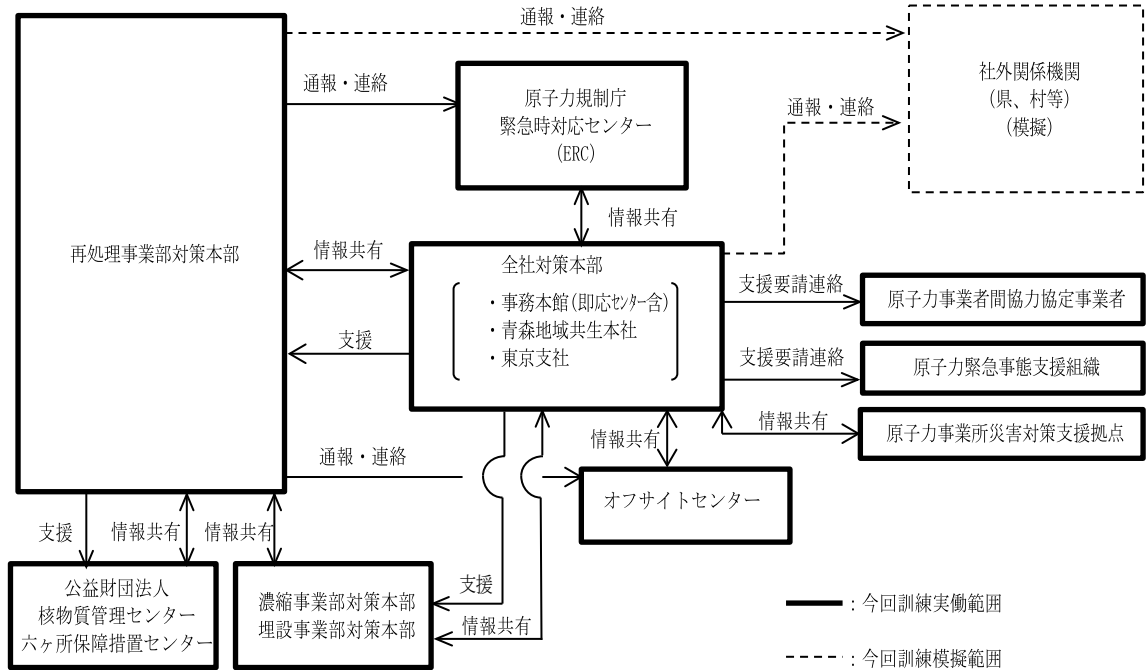
再処理施設^{※1}、廃棄物管理施設

※1：NMCCとの合同訓練となるため、六ヶ所保障措置分析所（分析建屋内）を含む

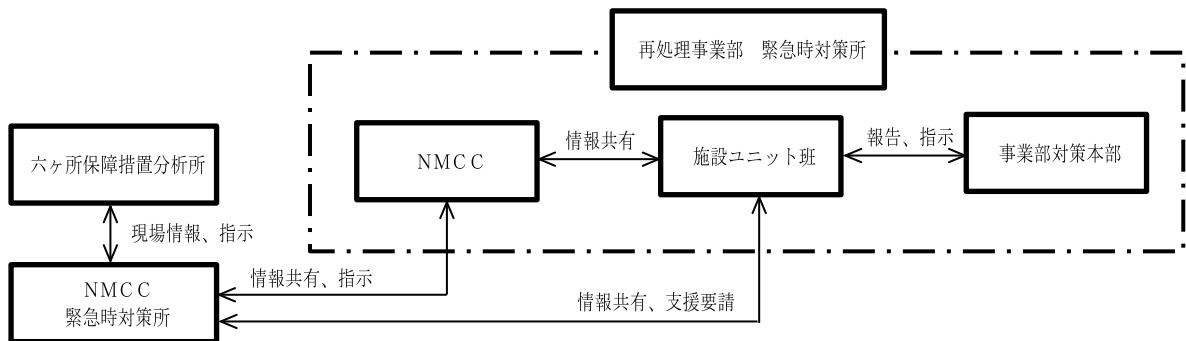
3. 実施体制、評価体制および参加人数

(1) 実施体制

a. 全体



b. NMCCとの連携に係る体制



(2) 評価体制

a. 評価者モニタ

再処理事業部、全社対策本部および他原子力事業者から評価者を配置し、事業部対策本部および全社対策本部の活動状況进行评估するとともに、訓練終了後に事業部対策本部と全社対策本部による反省会および各機能班での自己評価を行い、課題の抽出を行った。

b. 事業部対策本部各班モニタ

事業部対策本部においては、自班または他班等から選出し、現場などの活動内容を俯瞰的に観察し、改善事項の抽出を行った。

(3) 参加人数

事業部対策本部	訓練参加者：279名（訓練コントローラ19名を含む。） （NMCC訓練参加者3名を含む。）
	評価者：36名（社内35名、社外1名）
全社対策本部	訓練参加者：167名（訓練コントローラ17名を含む。）
	評価者：5名（社内4名、社外1名）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害を想定する。詳細は以下のとおり。

(1) 施設運転状況設定

- a. 再処理施設については、環境条件として、しゅん工後を想定する。このため、重大事故対策設備の工事・配備を完了済みとして訓練を行う。
- b. 再処理施設：運転中
- c. 廃棄物管理施設：返還ガラス固化体貯蔵中

(2) 訓練開始後の事象概要（【 】：NMCCとの情報連携箇所）

時刻	発生事象等	
	再処理施設	廃棄物管理施設
11/11 13:30	訓練開始 ・統括当直長が前処理建屋せん断・溶解設備のせん断停止インターロックが動作しない状況で使用済燃料のせん断、溶解が現在進行中であることを確認し、工場長および連絡責任者等へ連絡	訓練開始 —
13:36	・精製建屋の当直員がポンプのプライミング確認時に流量計フランジ部から硝酸ウラニル溶液の漏えいを発見し、当直長へ連絡 ・当直長は硝酸ウラニル溶液の移送停止および現場当直員へ初期対応を指示	—
13:38	・工場長および関係部署の要員が緊急時対策所へ参集	—
13:40	・連絡責任者がA情報（「核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき」に該当）を判断	—
13:45	・中央制御室にて前処理建屋のせん断・溶解設備を停止	—
13:50	・中央制御室にて前処理建屋の臨界警報が吹鳴したことを確認 ・統括当直長が重大事故体制への移行を判断	—
13:51	・統括当直長が臨界警報の吹鳴、前処理建屋内からの避難および屋内退避について再処理事業所内へ一斉放送を実施	—
13:53	・中央制御室にて前処理建屋の可溶性中性子吸収材自動供給弁（A0弁）の異常発生を確認	—
13:54	・【警戒事象】AL07（臨界のおそれ）に該当：臨界警報装置の吹鳴を確認したことを原子力防災管理者が判断 ・警戒態勢の発令および事業部対策本部を設置	—
13:57	・中央制御室にて前処理建屋の廃ガス処理設備隔離弁の自動閉止および空気圧縮機の自動起動を確認	—

時刻	発生事象等	
	再処理施設	廃棄物管理施設
14:00	・地震発生（六ヶ所村 震度6弱）	
14:00	・中央制御室にてAB-UPS-N故障警報を確認 ・統括当直長は地震発生後の設備状況確認を指示	—
14:02	・放射線管理班より臨界警報の吹鳴に伴う主排気筒試料（ダストろ紙）を測定した結果、異常なしであったことを事業部対策本部へ報告	—
14:03	・【警戒事象】 その他脅威に該当：当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したことを原子力防災管理者が判断	
14:04	・精製建屋にて負傷者発生（汚染あり） ・放射線管理班より精製建屋での漏えい対応に向かった要員で負傷者対応することを事業部対策本部へ報告	—
14:04	・施設ユニット班より可溶性中性子吸収材を手動供給するため当直員が13:57に現場到着したこと、同時刻に廃ガス貯留を開始したことを事業部対策本部へ報告	—
14:10	—	・ガラス固化体貯蔵建屋B棟地下2階管理区域系給気機械室にて火災警報発報
14:14	—	・当直員による現場確認の結果、当該室に火の気はないこと、蒸気のような気体が多量に発生していることを確認
14:16	・総括班より全社対策本部からオフサイトセンターへの要員派遣要請があったことを事業部対策本部へ報告 ・事業部対策本部はオフサイトセンターへの要員派遣を指示 ・施設ユニット班より14:14に可溶性中性子吸収材の手動供給ポンプに不良が確認されたことを事業部対策本部へ報告 ・事業部対策本部は施設ユニット班および設備応急班へ可溶性中性子吸収材の手動供給ポンプについて復旧方法の検討を指示	—
14:17	・地震発生後の設備状況確認において当直員がウラン酸化物貯蔵建屋査察エリアの照明が3灯中2灯消灯していることを確認し、当直長へ報告 ・当直長より仮設照明の設置を当直員へ指示	—
14:20	・事業部対策本部の本部席要員（連絡責任者）が体調不良となり、代行者との交代を実施	・当直員が蒸気漏れ箇所を確認し、当直長へ報告
14:24	・施設ユニット班より14:17に臨界対応による現場での中性子線量測定において通常と異なる値が確認されたことを事業部対策本部へ報告	・施設ユニット班より蒸気元弁の閉止操作を当直長へ指示
14:25	・【原災法第10条事象】 SE07（臨界の発生）に該当：臨界に関する警戒事象（AL07）が発生し、該当する機器のセル近傍において中性子線測定用サーバイメータにより中性子線量を測定し通常と異なる中性子線量の上昇を確認したことを原子力防災管理者が判断 ・第一次緊急事態を発令	—
14:28	・統括当直長は可溶性中性子吸収材の手動供給ポンプ不良について前処理建屋内に保管している予備品の使用を当直員へ指示	—

時刻	発生事象等	
	再処理施設	廃棄物管理施設
14:30	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より14:06の情報として精製建屋で発生した硝酸ウラニル溶液の漏えい確認を行っていた当直員が負傷(意識あり、自力歩行可能、汚染あり)したため、放射線管理班への応援対応について事業部対策本部へ報告 事業部対策本部は放射線管理班への応援対応および当直員と連携した対応を指示 	—
14:32	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より14:16に当直員が使用済燃料貯蔵プールでのスロッシング発生について確認したことを事業部対策本部へ報告 事業部対策本部は設備応急班と施設ユニット班へ応急措置方法についての検討を指示 	—
14:33	<ul style="list-style-type: none"> 設備応急班よりAB-UPS-N故障警報について電源が正常なため現状影響はないことを事業部対策本部へ報告 	—
14:35	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より14:21にオンサイトラボの排気ダストモニタの指示値が上昇している連絡がNMCCよりあったことを事業部対策本部へ報告 事業部対策本部は放射線管理班へ環境モニタの状況を確認するよう指示 	—
14:37	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より可溶性中性子吸収材の手動供給ポンプの予備品準備が完了し、14:32に可溶性中性子吸収材の手動供給を開始、14:33に水素掃気を開始したことを事業部対策本部へ報告 	—
14:38	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班よりオンサイトラボの排気ダストモニタ指示値上昇について14:32にNMCCにて原災法第10条、第15条の判断が行われたことを事業部対策本部へ報告 	—
14:39	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より14:30に当直員が現場で可溶性中性子吸収材自動供給弁が動作していないこと、可溶性中性子吸収材供給槽の液位に変化がないことを確認し、拡大防止対策が実施できていないことを事業部対策本部へ報告 	—
14:40	<ul style="list-style-type: none"> 【原災法第15条事象】GE07(臨界の継続)に該当:臨界に関する施設敷地緊急事態(SE07)が発生し、臨界に対する拡大防止対策が実施できない場合に該当することを原子力防災管理者が判断 第二次緊急時態勢を発令 	—
14:40	<ul style="list-style-type: none"> 現場の放射線管理班員が負傷者の除染作業を行うため除染用シャワーを使用しようとしたが、水がでないことを確認し、上長へ報告 上長より代替措置として非常時対応放管器材を使用して除染を行うよう放射線管理班員へ指示 	—
14:43	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より14:40に現場で可溶性中性子吸収材の手動供給が完了したことを事業部対策本部へ報告 事業部対策本部は中性子線量の監視強化を指示 	—
14:44	<ul style="list-style-type: none"> 事業部対策本部より全社対策本部へ屋内退避者の食料確保について支援要請を実施 	—
14:45	<ul style="list-style-type: none"> ウラン酸化物貯蔵建屋査察エリアでの仮設照明の設置が完了 	—

時刻	発生事象等	
	再処理施設	廃棄物管理施設
14:46	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理班より14:21に前処理建屋内からの避難者についてスクリーニングが終了し、異常なしを確認したことを事業部対策本部へ報告 精製建屋で発生した負傷者について、14:28に右腕に汚染を確認し、除染対応中であることを事業部対策本部へ報告 	—
14:47	<ul style="list-style-type: none"> NMCCよりオンサイトラボ内で14:19に漏えいを確認、養生による拡大防止を実施、14:29に汚染検査の結果、汚染なしであったことを施設ユニット班へ連絡 	—
14:51	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班よりオンサイトラボ内で負傷者（意識あり、自力歩行不可、汚染なし）が発生し、NMCCより負傷者を出入管理建屋まで搬送するための応援要請があったことを事業部対策本部へ報告 事業部対策本部は分析建屋内の待機要員を現場へ向かわせるよう施設ユニット班へ指示、また総務班および放射線管理班へも対応を指示 	—
14:52	—	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より蒸気元弁閉止後の漏えい確認の結果、漏えいの停止を確認したことを事業部対策本部へ報告
14:53	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より可溶性中性子吸収材の手動供給完了後の中性子線量測定の結果、測定値が下降傾向であることを事業部対策本部へ報告 	—
14:54	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より精製建屋で発生した負傷者の除染作業が14:47に完了したことを事業部対策本部へ報告 	—
14:57	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理班よりオンサイトラボの排気ダストモニタ指示値上昇に伴い、14:38に主排気筒およびモニタリングポストの指示値を確認した結果は変動なし、14:50に主排気筒ダストろ紙を回収し測定した結果は異常なしであったことを事業部対策本部へ報告 	—
15:04	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より15:00に中性子線量を測定した結果、測定値が通常値に戻っていることを事業部対策本部へ報告 	—
15:05	<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋で発生した負傷者について、出入管理建屋へ搬送開始 	—
15:22	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班よりオンサイトラボで発生した負傷者について、分析建屋からの応援要員が到着し出入管理建屋へ搬送開始したことを事業部対策本部へ報告 	—
15:24	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より15:20に廃ガス貯留槽の圧力が規定値に到達し、水素掃気の停止が完了したことを事業部対策本部へ報告 	—
15:25	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理班より15:20時点においてモニタリングポスト、主排気筒の指示値に異常がないことを事業部対策本部へ報告 	—
15:27	<ul style="list-style-type: none"> 施設ユニット班より15:23に廃ガス貯留設備のライン切替え、DOG隔離弁の開およびDOG排風機の起動完了を事業部対策本部へ報告 事業部対策本部は放射線管理班にDOG起動後の環境情報の報告を指示 	—

時刻	発生事象等	
	再処理施設	廃棄物管理施設
15:28	・事業部対策本部は統括当直長が臨界終息の評価を開始するよう施設ユニット班へ連絡を指示	—
15:39	・放射線管理班よりDOG起動後の主排気筒およびモニタリングポストの指示値に異常がないこと、また15:33に主排気筒ダストろ紙を回収し測定した結果も異常がないことを事業部対策本部へ報告	—
15:42	・施設ユニット班より統括当直長による臨界終息の評価が15:33に行われたことを事業部対策本部へ報告	—
15:43	・統括当直長による臨界終息の評価から臨界の終息を原子力防災管理者が判断	—
15:44	・臨界の終息判断に伴い再処理事業所内の屋内退避解除を原子力防災管理者が判断	—
15:45	・統括当直長が臨界終息および屋内退避解除について再処理事業所内へ一斉放送を実施	—
15:50	・総務班より協力会社員等の避難誘導について開始することを事業部対策本部へ報告	—
16:00	・精製建屋とオンサイトラボで発生した負傷者について、保健管理建屋への搬送作業を開始	—
16:00	再処理施設 訓練終了	廃棄物管理施設 訓練終了

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

本訓練は、プレーヤーへ訓練シナリオを事前通知しない「シナリオ非提示型」により実施した。

また、訓練進行管理を行う訓練コントローラは、訓練中にプレーヤーに対して資料配付および電話連絡等を行い、シナリオ進行に必要な状況付与を行った。

(1) 事業部対策本部

- a. NMCCとの連携訓練
- b. 通報訓練
- c. 救護訓練
- d. モニタリング訓練
- e. 避難誘導訓練
- f. その他必要と認める訓練
 - (a) 事業部対策本部対応訓練
 - (b) 重大事故対応の習熟訓練
 - (c) 広報対応訓練
 - (d) 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練

(2) 全社対策本部

- a. その他必要と認める訓練
 - (a) 全社対策本部運営訓練
 - (b) ERC対応訓練
 - (c) オフサイトセンター対応訓練
 - (d) 広報対応訓練

7. 防災訓練の結果の概要

核燃料施設等に係る訓練評価指標に示す現場実働対応（現場指揮者：「現場要員に対して統率の取れた、指揮・命令の実施」、「与えられた作業全体の進捗を把握し、目標時間内に作業完了出来るよう適切なリソース配分」、「人身安全・放射線安全を考え、適切な指示を行える」、現場要員：「現場指揮者からの指令・命令に従った対応状況」、「現場指揮者とのコミュニケーション実施による、情報共有」、「現場指揮者の指示に従った、適切な装備品の正確な装着状況」、「現場作業中における、安全行動実施の状況」）は、効率的な作業を的確に行う必要があるため、各機能班のマニュアル等に定めるとおりに活動ができていることを確認するとともに、評価シート等を用いて、各現場に配置する社内評価者（3.（2）評価体制に示す。）による自己評価を行った。評価結果は以下のとおり。

【総務班】

- ①現場指揮者（総務班）は、臨界および地震発生による屋内退避者の避難誘導、点呼・安否確認、負傷者の搬送、臨界終息後の屋内退避解除放送について、総務班の活動に関する手順に基づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の装着等を指示できていたことから現場指揮者として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。
- ②現場要員（総務班）は、現場指揮者（総務班）の指示に従い、総務班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（総務班）への報告、安全装備の装着等を実施していたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

【放射線管理班】

- ①現場指揮者（放射線管理班）は、前処理建屋で発生した臨界警報吹鳴による避難者のサーベイについて、放射線管理班の活動に関する手順に基づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の装着等を指示できていた。また、現場指揮者（放射線管理班）は、地震発生後に確認された精製建屋での負傷者（汚染あり）の除染対応についても同様に指示できていたことから現場指揮者として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。
- ②現場要員（放射線管理班）は、現場指揮者（放射線管理班）の指示に従い、放射線管理班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（放射線管理班）への報告、安全装備の装着等を実施できていたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。
- ③訓練中の判断を迷わせるマルファンクション（除染用シャワーの不調）に対し、以下のとおり実施できていたことから、現場指揮者および現場要員として適切な振る舞いを行っていたと評価する。
 - ・現場要員（放射線管理班）は、除染用シャワーが不調であることを確認後、現場指揮者（放射線管理班）へ報告し、非常時対応器材での対応指示を受けた。現場要員（放射線管理班）は非常時対応器材を用いて適切に除染作業を実施した。

【施設ユニット班】

- ①現場指揮者（当直長）は、地震発生による廃棄物管理施設での火災警報対応について、施設ユニット班に関する手順に基づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の装着等を指示できていたことから現場指揮者として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。
- ②現場要員（当直員）は、現場指揮者（当直長）の指示に従い、総務班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（総務班）への報告、安全装備の装着等を実施していたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

【建屋対策班】

①現場指揮者（建屋対策班（当直長））は、実施責任者（統括当直長）の指示に従い、前処理建屋で発生した臨界対応（中性子線線量測定、水素掃気対応、可溶性中性子吸収材の手動供給）について、建屋対策班の活動に関する手順に基づき、活動の開始、完了目標時間の設定、各活動に対する要員配置、安全装備の装着等を指示できていた。また、現場指揮者（建屋対策班（当直長））は、実施責任者（統括当直長）の指示に従い、地震発生後に確認されたトラブル（ウラン酸化物貯蔵建屋での査察照明切れ、使用済燃料貯蔵プールでのスロッシング発見）についても同様に指示できていたことから、現場指揮者として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

②現場要員（建屋対策班（当直員））は、現場指揮者（建屋対策班（当直長））の指示に従い、建屋対策班の活動に関する手順に基づき、対策活動の実施、現場指揮者（建屋対策班（当直長））への報告、安全装備の装着等を実施できていたことから、現場要員として必要な能力が確保され、適切な振る舞いを行っていたと評価する。

③訓練中の判断を迷わせるマルファンクション（可溶性中性子吸収材の手動供給ポンプの不調）に対し、以下のとおり実施できていたことから、現場指揮者および現場要員として適切な振る舞いを行っていたと評価する。

- ・現場要員（建屋対策班（当直員））は、可溶性中性子吸収材の手動供給ポンプが不調であることを確認後、現場指揮者（建屋対策班（当直長））へ報告し、予備品での対応指示を受けた。現場要員（建屋対策班（当直員））は予備品の準備を行い適切に中性子吸収材の手動供給を実施した。

また、上記以外の訓練評価指標に示す前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定や訓練結果に対する自己分析（反省事項抽出含む）等の訓練前後に確認する必要がある項目については、達成状況等を確認するための評価シート等を用いて、訓練事務局などによる自己評価を行った。

なお、今回の訓練において抽出した改善点については、重要度分類したうえで、訓練目標に直接関係して対策、検討が必要な事項、または手順が存在しない等、活動内容の検討が必要な事項について、本報告書における改善点としている。（10．今後の原子力災害対策に向けた改善点に示す。）

本訓練における活動結果および評価の詳細は以下のとおり。

（1）事業部対策本部

a．NMCCとの連携訓練

①施設ユニット班は、NMCCと相互の情報共有を行い、情報統括者が確認した内容を事業部対策本部へ報告するとともに、NMCCへ定期ブリーフィング後にCOP資料等の送付を実施した。また、施設ユニット班は、事業部対策本部への報告内容を情報共有システムへ入力するとともに、報告の際に使用した資料を総括班へ提出した。総括班は、施設ユニット班から受領した資料を情報共有システムへ保存した。

②施設ユニット班は、NMCCより分析建屋内の六ヶ所保障措置分析所（管理区域）で発生した排気ダストモニタの指示値上昇の連絡および原災法第10条、第15条事象の判断の連絡を受け、情報統括者が確認した内容を事業部対策本部へ報告した。事業部対策本部は、放射線管理班へ環境モニタの状況確認を指示した。放射線管理班は、主排気筒およびモニタリングポストの指示値および主排気筒ダストろ紙の測定結果に異常がないことを事業部対策本部へ報告した。施設ユニット班は、主排気筒等の指示値に異常がないことをNMCCへ連絡した。

③施設ユニット班は、NMCCより負傷者（意識あり、自力歩行不可）の搬送応援の要請を受け、情報統括者が確認した内容を事業部対策本部へ報告した。事業部対策本部は、分析建屋内の待機要員

を応援として向かわせるよう施設ユニット班へ指示した。また、事業部対策本部は放射線管理班および総務班へNMCC負傷者の対応を指示した。分析建屋内の待機要員は、オンサイトラボの入口にてNMCC負傷者および随行者と合流し、出入管理建屋まで搬送した。

<評価>

- ①施設ユニット班は、施設ユニット班の活動に関する手順に基づき、あらかじめ定めた様式を用いてNMCCとの相互の情報共有を行い、情報統括者が確認した六ヶ所保障措置分析所の状況を事業部対策本部へ報告するとともに、情報フローに基づき、当社加工施設および廃棄物埋設施設からの情報も踏まえた再処理施設の事故・プラント状況について、NMCCと情報共有することが問題なくできていた。また、施設ユニット班は、ブリーフィング終了後速やかに最新版のCOP資料等をNMCCへ送付できていたことから、情報共有および正確な情報発信に問題ないと評価する。
- ②施設ユニット班は、「再処理事業部対策本部 行動規範（ガイドライン）」（以下「行動規範（ガイドライン）」という。）に基づき、NMCCからホットラインで受けた排気ダストモニタの指示値上昇の連絡および原災法第10条および第15条事象の判断連絡を情報統括者が確認後、速やかに事業部対策本部へ報告し、事業部対策本部は環境モニタの確認指示を放射線管理班へ指示できていた。また、施設ユニット班は、施設ユニット班の活動に関する手順に基づき、放射線管理班から報告された主排気筒等の指示値に異常がなかったことをNMCCへ連絡できていたことから、NMCCと連携した相互の情報共有および現場対応に問題ないと評価する。
- ③施設ユニット班は、行動規範（ガイドライン）に基づき、NMCCからホットラインで受けた負傷者の出入管理建屋までの搬送応援要請を情報統括者が確認後、速やかに事業部対策本部へ報告することができていた。また、施設ユニット班は、事業部対策本部の指示に基づき、分析建屋内の待機要員をオンサイトラボ入口まで派遣させることができていた。放射線管理班および総務班は屋内退避解除後にNMCC負傷者と出入管理建屋で合流し、保健管理建屋への搬送対応ができていたことから、NMCCと連携した応援対応に問題ないと評価する。

ただし、分析建屋の待機要員がオンサイトラボの入口へ到着したことを緊急時対策所の施設ユニット班へ連絡した際に、連絡を受けた施設ユニット班員が応援要請は不要になったと勘違いしており、その情報が現場へ伝わり現場内において一時混乱する場面が確認されたことから、情報共有方法について改善が必要である。

[10. No.2 NMCCとの情報共有に関する改善 参照]

b. 通報訓練

- ①総括班は、EAL通報文作成チェック表を用いた通報文の作成、機能班および情報統括者による内容の確認を実施した。
- ②総括班は、電子ホワイトボードを用いて、通報文の発信・完了、次回作成予定の時間管理を行い、一斉通報装置を用いて社外関係機関へ通報連絡を実施した。

<評価>

- ①総括班は、行動規範（ガイドライン）に基づき、通報文を作成、チェックするとともに、あらかじめ定められた機能班（施設ユニット班、放射線管理班、総括班（情報管理チーム））および情報統括者により内容をチェックし、通報文を不備なく作成できていたことから、通報文の作成、チェック機能および正確な情報発信に問題ないと評価する。
- ②総括班は、行動規範（ガイドライン）に基づき、通報連絡の目標時間を管理し、所定時間内（警戒事象および特定事象：目標15分に対し最大12分、警戒事態経過連絡および25条報告：概ね30分毎）に通報連絡できていたことから、通報連絡に係る対応に問題ないと評価する。

c. 救護訓練

- ①施設ユニット班は、精製建屋内（管理区域）にて硝酸ウラニル溶液の漏えい確認を行っていた当直員が負傷（意識あり、自力歩行可、汚染あり）したことについて、放射線管理班への応援要請を事業部対策本部へ報告した。事業部対策本部は、放射線管理班への応援対応および当直員と連携して対応するよう指示した。放射線管理班は、負傷者のサーベイおよび除染作業を実施した。
- ②総務班は、屋内退避解除後に出入管理建屋へ社内緊急医療チームを派遣し負傷者を引き取り後、保健管理建屋への搬送を実施した。

<評価>

- ①放射線管理班は、放射線管理班の活動に関する手順に基づき、負傷者のサーベイおよび汚染箇所の除染作業を実施できていた。その後、当直員と連携し負傷者を出入管理建屋まで搬送できていたことから、救護に係る対応に問題ないと評価する。
- ②総務班は、総務班の活動に関する手順に基づき、負傷者の容態確認、医療機関への搬送の判断および状況に応じた救助対応が問題なくできていたことから、救護活動に問題ないと評価する。

d. モニタリング訓練

- ①放射線管理班は、主排気筒およびモニタリングポストの指示値を定期的に事業部対策本部へ報告した。
- ②放射線管理班は、前処理建屋での臨界警報の吹鳴を受け、前処理建屋から避難してきた当直員について、手順に基づき汚染確認を実施した。

<評価>

- ①放射線管理班は、行動規範（ガイドライン）に基づき、主排気筒およびモニタリングポストの指示値をE R S Sにて確認し、事業部対策本部へ定期的に異常がないことを報告できていたことから、モニタリングに係る対応に問題ないと評価する。
- ②放射線管理班は、放射線管理班の活動に関する手順に基づき、前処理建屋での臨界警報の吹鳴を受け、前処理建屋から避難してきた当直員の汚染確認を実施し、異常がないことを事業部対策本部へ報告できていたことから、モニタリングに係る対応に問題はないと評価する。

e. 避難誘導訓練

- ・総務班は、屋内退避解除後、出入管理建屋にて待機していた協力会社社員、緊急時対策所にて待機していた視察者および当社随行者の避難誘導対応について事業部対策本部の了解を得てから開始した。

<評価>

- ・総務班は、総務班の活動に関する手順に基づき、屋内退避中のため視察者および当社随行者を一時的に事務所内で待機させ、屋内退避が解除されるまでの間、手順に基づき情報収集・ルート検討を行い、屋内退避解除後に事務所内で一時的に待機していた視察者および当社随行者と合わせ、出入管理建屋で待機していた協力会社員の避難誘導について事業部対策本部の了解を得てから開始できていたことから、避難誘導対応に問題ないと評価する。

f. その他必要と認める訓練

(a) 事業部対策本部対応訓練

- ①原子力防災管理者は、E A Lの判断、防災体制の発令、事象進展を踏まえた事故・プラント状況の把握および戦略の決定を実施した。
- ②事業部対策本部は、臨界警報の吹鳴、その後に発生した地震によるトラブルについて、各機能班からの状況報告を踏まえ、定期的なブリーフィングを行った。

また、原子力防災管理者は、対応戦略を決定し、各機能班へ指示するとともに、事業部対策本部内への周知を実施した。

- ③統括当直長および総務班は、臨界警報の吹鳴を受け、再処理事業所構内へ屋内退避放送を実施した。その後、事業部対策本部は、再処理事業所内の屋内退避について、放射線管理班より環境状況の確認結果および屋外作業時の装備の不要報告を受け、屋外作業を実施する場合は装備不要とするが極力短時間作業とすることを決定し、事業部対策本部内へ周知した。
- ④事業部対策本部は、社内情報シート、COP資料およびEAL判断の根拠資料等を用いてプラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部（即応センター）へ情報統括者の確認後に情報提供するとともに、全社対策本部（即応センター）からの問合せに対し、情報共有システムを用いて回答を行った。
- ⑤事業部対策本部は、臨界事象に伴う再処理事業所内の屋内退避中において臨界終息活動が長期化した場合を想定し、全社対策本部へ食料の支援要請を行い、各機能班間にて調整を行った。
- ⑥事業部対策本部は、可溶性中性子吸収材供給後の中性子線量の低下を確認後、施設ユニット班へ統括当直長による臨界終息の評価を実施するよう指示した。
また、原子力防災管理者は、統括当直長からの臨界終息評価結果を確認し、臨界終息を判断した。
- ⑦事業部対策本部は、ERSS（訓練用の模擬ERSS端末のデータ表示情報を含む）の表示情報に基づき、前処理建屋での中性子線量の測定結果、主排気筒およびモニタリングポスト等の指示値の確認を行い、施設の状況確認を実施した。
- ⑧事業部対策本部の本部席要員（連絡責任者）が緊急時対策所内での活動中に体調不良を起こしたため、代行者が職務を代行して対応を実施した。

<評価>

- ①原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、発災事象の確認、防災体制の発令を行うとともに、プラント状況の把握および戦略の決定ができていたことから、事業部対策本部の運営に問題ないと評価する。
- ②事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、各機能班からの状況報告をもとに定期的にブリーフィングを開催した。
また、原子力防災管理者は、重大事故対策活動およびトラブル発生の状況確認、目標設定会議による戦略の決定を行い、各機能班は戦略に従い作業を実施できていたことから、事業部対策本部の運営に問題ないと評価する。
- ③統括当直長および総務班は、臨界対応に関する社内ルールに基づき、臨界警報が吹鳴後、速やかに再処理事業所構内へ屋内退避放送を実施できていた。事業部対策本部は、放射線管理班より環境状況の確認結果および屋外作業時の装備不要報告を受け、屋内退避中における屋外作業について装備不要とするが極力短時間の作業とすることを決定し、事業部対策本部内へ周知することができていたことから、事業部対策本部の運営に問題はないと評価する。
ただし、臨界警報の吹鳴後、再処理事業所構内は構内放送により屋内退避を周知できていたが、濃縮・埋設事業部へ周知することができなかった。また、屋内退避中における屋外作業時の対応について事業部対策本部での決定・周知事項が全社対策本部および他事業部対策本部へ周知されなかったこと、オフサイトセンターへの派遣要員が移動開始する際に装備の確認を実施しなかったことが判明したことから、屋内退避時の周知および対応について改善が必要である。

[10. No.1 屋内退避時の周知および対応に関する改善 参照]

- ④事業部対策本部は、情報フローのとおり、事業部対策本部内の情報共有、即応センターへの情報伝達、通報連絡を実施し、事業部対策本部内のブリーフィング等で情報共有を行うとともに、全社対

策本部（即応センター）に対し、事故・プラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況をCOP等資料により情報統括者の確認後に適宜伝達し、正確な情報発信ができていた。昨年度の訓練課題であったトラブル対応に係る優先順位の確認、トラブルの発生内容、原因および対策についてもCOP資料を用いて共有できていた。また、情報共有システムを用いた全社対策本部（即応センター）からの問合わせについても、問題なく対応できていたことから、事業部対策本部の運営に問題ないと評価する。

⑤事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、全社対策本部への支援要請（臨界終息活動が長期化した場合を想定した食料の支援）を実施できていたことから、4施設同時発災時の支援・協力に問題ないと評価する。

⑥事業部対策本部は、社内ルールに基づき、統括当直長による臨界終息の評価の指示ができていた。また、原子力防災管理者は、評価結果の確認後に臨界終息を判断できていたことから臨界終息判断に問題ないと評価する。

⑦事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、ERSS（訓練用の模擬ERSS端末のデータ表示情報を含む）の表示情報に基づき、前処理建屋での中性子線量の測定結果、主排気筒およびモニタリングポスト等の指示値の確認を実施できていたことから、ERSSを用いた活動に問題ないと評価する。

⑧事業部対策本部の本部席要員（連絡責任者）が緊急時対策所内での活動中に体調不良を起こしたため、代行者が職務を代行し対応したが、行動規範（ガイドライン）に基づき、引継ぎを行って本部席での活動を問題なく実施できていたことから、事業部対策本部の運営に問題ないと評価する。

（b）重大事故対応の習熟訓練

①統括当直長は、前処理建屋での臨界警報の吹鳴を受け、再処理事業所構内へ屋内退避放送を実施後、重大事故対策着手の判断を行い、当直員へ重大事故対応の開始を指示した。また、統括当直長から指示を受けた当直員は、防護具を装備後に前処理建屋への移動を開始した。

②当直員は、現場で可溶性中性子吸収材の供給に使用する手動ポンプの不調を確認し、上長へ報告した。上長は統括当直長へ報告を行い、予備品で対応することの指示を受け、現場の当直員へ連絡した。

③統括当直長は、事業部対策本部からの指示を受け、臨界終息の評価を実施した。

<評価>

①統括当直長は、臨界対応に関する社内ルールに基づき、前処理建屋での臨界警報の吹鳴を受け、再処理事業所構内へ屋内退避放送を実施後、重大事故対策着手の判断を行い、当直員へ重大事故対応の開始を指示できていた。また、統括当直長から指示を受けた当直員は臨界対応の手順に基づき、要員の編成および防護具を装備し、臨界対応のタイムチャートに記載している時間内に現場へ到着し対応を開始できていたことから、重大事故対応に問題はないと評価する。

②当直員は、臨界対応の手順に基づき、現場対応を行っていた際に可溶性中性子吸収材の供給に使用する手動ポンプの不調を確認後、上長へ報告し、対応指示を確認後に現場対応できていたことから現場での振る舞いに問題ないと評価する。

③統括当直長は、臨界対応に関する社内ルールに基づき、事業部対策本部から臨界終息の評価実施について指示を受け、手順に従い評価を実施後、その結果を事業部対策本部へ報告できていたことから、臨界終息の評価に問題はないと評価する。

（c）広報対応訓練

・広報班は、プレス対応に備え情報収集を実施した。

<評価>

- ・広報班は、広報班の活動に関する手順に基づき、通報文をもとに発生事象を確認し、情報共有システムを用いた情報収集を行い、プレス対応に備えることができていたことから、活動に問題ないと評価する。

(d) 全社対策本部（E R C 対応含む）との連携訓練

- ①事業部対策本部は、E R C への情報提供のため、E R C 対応チーム（緊急時対策所要員および即応センター要員）を編成し、即応センターへ要員（事業部連絡要員）を派遣した。
- ②事業部対策本部は、社内情報シート、C O P 資料およびE A L 判断の根拠資料等を用いてプラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について情報統括者が確認した内容を全社対策本部（即応センター）へ情報提供した。

<評価>

- ①事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、E R C 対応チームを編成し、事業部連絡要員の派遣ができていたことから、E R C への情報提供のための対応に問題ないと評価する。
- ②事業部対策本部は、情報フローのとおり、全社対策本部（即応センター）に対し、事故・プラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況をC O P 等資料により情報統括者の確認後、適宜伝達できていたことから、正確な情報発信に問題ないと評価する。

(2) 全社対策本部

a. その他必要と認める訓練

(a) 全社対策本部運営訓練

- ①全社対策本部長は、再処理施設の事象進展に応じて第1次緊急時態勢および第2次緊急時態勢を発令した。
- ②全社対策本部の各機能班は、事業部対策本部からの事故・プラントの状況、進展予測および事故収束対応戦略等の情報（情報統括者の確認を受けた情報含む）について、情報共有データベースおよび音声共有システム等の情報共有ツールを用いて入手し、全社対策本部ブリーフィングにおいて情報共有した。
- ③全社対策本部の各機能班は、社外関係機関への連絡、他原子力事業者との連携および社外からの問合せ対応を実施した。また、全社対策本部長は、再処理事業部対策本部から臨界事象に伴う屋内退避者（社員および協力会社）への食料等の調達手配に係る支援要請に対し、総務班（厚生チーム）へ非常食配備状況と配給対象の要員数確認を指示するとともに、不足分の発注および速やかな納品を指示した。

<評価>

- ①全社対策本部長は、防災業務計画に基づき、防災体制の発令を実施することができていたことから、体制の確立に概ね問題ないと評価する。

ただし、再処理施設での臨界事象発生に伴い、全社対策本部に係る活動開始が遅れたことから、事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善が必要である。

[10. No.3 事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善 参照]

- ②全社対策本部の各機能班は、全社対策本部の活動に関する手順に基づき、事業部対策本部からの事故・プラントの状況、進展予測および事故収束対応戦略等の正確な情報を入手し、全社対策本部内で共有できていたことから、情報共有対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、濃縮事業部緊急時対策所との社内TV会議の音声不通となった際に、情報共有がうまくできなかったことから、事業部との共有方法の改善が必要である。

[10. No.4 事業部との共有方法の改善 参照]

③全社対策本部の各機能班は、全社対策本部の活動に関する手順に基づき、必要な任務を果たすことができていたことから、各機能班の対応に問題ないと評価する。また、全社対策本部長は、再処理事業部対策本部からの支援要請に対して、全社対策本部を指揮し、再処理事業部対策本部の機能班と調整して必要な支援が実施できていたことから、事業部対策本部への支援対応に問題ないと評価する。

(b) E R C対応訓練

①E R C対応統括者およびE R C対応者（全社）は、初動から事業部連絡要員到着までの間、事業部対策本部から事故・プラントの状況、進展予測および事故収束対応戦略の情報について、情報共有データベースおよび音声共有システム等の情報共有ツールを用いて入手し、E R Cプラント班との情報共有を実施した。事業部連絡要員到着後、E R C対応者（事業部）は、E R C対応者（全社）から役割を引き継ぎ、E R Cプラント班との情報共有を実施した。また、E R Cプラント班との情報共有の際には、事業部対策本部の情報統括者の確認を受けた正確な情報を使用し随時情報共有を行った。

②E R Cプラント班リエゾン、E R Cプラント班との情報共有に使用した資料の配布やQ A対応、E R C対応統括者およびE R C対応者（全社および事業部）がE R Cプラント班の求めている施設状況説明や配布した資料の説明ができていない場合は、全社対策本部（即応センター）窓口はその旨を伝え、E R C対応統括者およびE R C対応者（全社および事業部）へ説明を依頼するなどの対応を実施した。

③10条確認会議等対応者（執行役員）は、E A L判断時における10条確認会議および15条認定会議において、報告メモを用いてE A L判断根拠および事象の経緯・今後の進展予測（最悪のシナリオ含む）・事故収束の戦略等について説明を実施した。

<評価>

①E R C対応者（全社および事業部）は、E R C対応マニュアルに基づき、通報文、C O P資料およびE R C備付資料等を活用し、事故・プラントの状況・進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について、情報の優先度に応じ情報発信することができていたことから、E R Cプラント班との情報共有に係る対応に問題ないと評価する。

②E R Cプラント班リエゾン、東京班対応マニュアルに基づき、全社対策本部（即応センター）と連携してE R Cプラント班へ資料の配布やQ A対応、E R Cプラント班側が求める施設状況説明などができていない場合の補助等ができていたことから、E R Cプラント班との情報共有に係る対応に問題ないと評価する。

③10条確認会議等対応者（執行役員）は、E R C対応マニュアルに基づき、再処理施設の事象進展に応じて10条確認会議および15条認定会議において、E A L判断根拠および発生事象・今後の進展予測（最悪のシナリオ含む）・事故収束の戦略等の説明を簡潔に実施できていたことから、10条確認会議および15条認定会議の対応に問題ないと評価する。

(c) オフサイトセンター対応訓練

・オフサイトセンター派遣要員は、通信機器の立ち上げを実施し、各施設の発災状況等の情報を入手し、オフサイトセンター内の情報共有を実施するとともに、オフサイトセンターで得た情報および自治体からの要請事項等を全社対策本部と情報共有した。

<評価>

・オフサイトセンター派遣要員は、オフサイトセンター対応マニュアルに基づき、発災状況等の情報入手および全社対策本部との情報共有が適切に実施できていたことから、オフサイトセンター対応

に問題ないと評価する。

(d) 広報対応訓練

①広報班は、事業部対策本部が作成（情報統括者の確認含む。）した通報文等から得られた正確なプラント情報を基に作成したプレス資料を用いて、プレス発表（模擬）およびホームページによる公表（模擬）を実施した。

②E R C 広報班リエゾンは、全社対策本部から送付されたプレス資料をE R C 広報班と共有した。

<評価>

①広報班は、広報班対応マニュアルに基づき、プレス発表（模擬）およびホームページによる公表（模擬）を実施できていたことから、広報対応に概ね問題ないと評価する。

ただし、プレス文に施設の安全性や外部への影響の有無が分かるような記載がなかったことから、プレス内容の改善が必要である。

[10. No.5 プレス内容の改善 参照]

②E R C 広報班リエゾンは、東京班対応マニュアルに基づき、E R C 広報班との連携が実施できていたことから、E R C 広報班リエゾンによる対応に問題ないと評価する。

8. 前回訓練時の要改善事項への取り組み

前回までの総合訓練において抽出した改善点に対する取り組み結果は、以下のとおりである。

【事業部対策本部】

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	今回の訓練への取り組み状況
1	<p>COP資料に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>COP③（戦略シート（その他））には軽微なトラブルを含め全て記載しており、確認漏れを防止できる運用ができていた。</p> <p>しかし、全てのトラブルに係る戦略を表形式で並べて記載していたことから発生事象に対する優先順位の共有が容易にできなかった。また、COP③（戦略シート（その他））の様式は戦略のみを記載する運用としていたため、発生事象および原因の共有ができなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>①発生したトラブル対応について、対応する戦略の優先順位が容易に確認できること。</p> <p>②戦略だけでなく、トラブルの発生事象、原因および対策がCOP資料内で共有できること。</p> <p>【原因】</p> <p>①発生したトラブルについて、検討した優先順位の順番で記載していたが、発生した事象種別（電源、漏えい等）の識別もなかったため、優先順位を容易に共有できなかった。</p> <p>②COP③（戦略シート（その他））は、重大事故対応の戦略シートと同様に対応戦略を記載する様式としていたが、対応方法が決まっている重大事故対応と異なり、事象内容および原因が記載されず、COP資料内の状況共有ができなかった。</p>	<p>【対策】</p> <p>①戦略の優先順位を容易に確認できるように発生事象の種別を表示するよう様式の見直しを行う。</p> <p>②COP③（戦略シート（その他））内で、発生事象、原因および対策が共有できるよう様式の見直しを行う。</p> <p>【評価】</p> <p>①戦略の優先順位を容易に確認できるようにするため、発生事象の種別を表示する「トラブルの種類」について記載する欄を新たにCOP③様式（戦略シート（その他））へ</p>

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	今回の訓練への取り組み状況
		<p>設け、要素訓練にて習熟を図った結果、目標設定会議での戦略決定時において優先順位の決定がスムーズに進んだこと、および戦略決定後の事業部対策本部内への周知の際に現在発生しているトラブル事象が伝わり易くなったことから、対策は有効であった。</p> <p>②発生したトラブル事象の内容および原因を確認できるようにするため、「発生事象」について記載する欄を新たにCOP③様式（戦略シート（その他））へ設け、要素訓練にて習熟を図った結果、目標設定会議での戦略決定時において発生事象の把握が容易くなったこと、および戦略決定後の事業部対策本部内への周知の際に現在発生しているトラブル対応状況が伝わり易くなったことから、対策は有効であった。</p> <p>なお、上記のいずれの対策項目は対応できていることから、今後も継続的に対策の有効性について確認していく。（完了）</p>

【全社対策本部】

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	今回の訓練への取り組み状況
2	<p>ERCプラント班への説明方法の改善</p> <p>【問題】</p> <p>①ERC対応統括者およびERC対応者は、事象等が発生した事実のみ説明し、発生した経緯や進展予測の説明を含まない断片的な説明となる場面があった。</p> <p>②モニタリングポスト（以下「MP」という。）指示値上昇による埋設事業部対策本部のEAL判断（SE01）情報について、他の説明に割り込んで説明した。内容はMPを共用している加工施設に関する説明として実施済みであり、冗長な説明となった。</p> <p>③ERC対応者が補足説明として備付資料を用い書画装置を活用し説明した手書き資料について、説明後にERCプラント班へ提供できなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>①施設全体の状況を整理して説明できること。</p> <p>②同一事業所内でMPを共用している加工施設および廃棄物埋設施設の放射線情報については、合理的に説明できること。</p> <p>③ERC対応者が補足説明として、備付資料を用い書画装置を活用し説明した手書き資料をERCプラント班へ提供できること。</p> <p>【原因】</p> <p>①ERC対応統括者は、役割を超えて自らの発話により各施設の状況を説明しようとした結果、全体のコントロールができなかった。</p> <p>②濃縮事業部および埋設事業部は同一事業所内でMPを共用しているが、原子力事業者防災業務計画はそれぞれ別に作成しており、MP指示値上昇によるEAL判断等を濃縮事業部と共有しているMPであることを報告する運用を明確にしていなかったため、埋設事業部に対しても10条確認会議</p>	<p>【対策】</p> <p>①ERC対応統括者およびERC対応者に対し、それぞれの役割を再認識させるための教育を実施する。</p> <p>②原子力事業者防災業務計画は、濃縮事業部および埋設事業部それぞれ別に作成していることから、10条確認および15条認定も別々に実施する必要があるものの、共有しているMPであることを踏まえた報告方法等のルールを明確にして共有する。</p>

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	今回の訓練への取り組み状況
	<p>を速やかに開催してもらう必要があると考えた。</p> <p>③補足説明として書画装置を活用し説明した手書き資料については、基本的にその後のCOPに内容が反映されることから、ERCプラント班へ提供するルールとしていなかった。</p>	<p>③補足説明として書画装置を活用し説明した手書き資料のうち、COPに反映されない情報および反映が遅れる情報については、ERCプラント班へ提供するルールとする。</p> <p>【評価】</p> <p>①ERC対応統括者およびERC対応者に対して、それぞれの役割を再認識するための教育を実施し、要素訓練を実施したことにより、各自の役割どおりの対応ができていたことから対策は有効であった。</p> <p>②濃縮・埋設事業所で共有しているMP指示値報告についての留意点をERC対応に関する手順に定めるとともに、MP指示値上昇に対して、濃縮事業部、埋設事業部ともに同一事業所内のMPを共有している旨を説明後、指示値報告を行っていたことから対策は有効であった。</p> <p>③手書き資料の提供方法については、情報フローやERC対応に関する手順に定めるとともに、説明した手書き資料をERCリエゾン経由でERCプラント班に対して配付できていたことから、対策は有効であった。</p> <p>なお、上記のいずれの対策項目は対応できていることから、今後も継続的に対策の有効性について確認していく。(完了)</p>

【全社対策本部】

No.	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	今回の訓練への取り組み状況
3	<p>プレス内容の改善</p> <p>【問題】 プレス文が発災事象のみを伝えており、施設全体状況や事象の重要度が理解できる内容となっていなかった。</p> <p>【課題】 原災法事象およびそれ以外のトラブルを含めた施設の状況について、プレスタイミング、記載内容、フォーマットを明確化した上で、事象が理解できるよう網羅的にプレスを実施すること。</p> <p>【原因】 プレス文の作成は、通報文をもとに作成するルールとしていたが、具体的に記載する内容について明確になっていなかった。</p>	<p>【対策】 広報班は、どのタイミングでどのような内容を公表するのかを明確にし、マニュアル等に定め、班員全員が共有すべく教育を実施していく。</p> <p>【評価】 広報班は、発災事象における施設状況などをプレスするために、プレス文作成の基本ルール、プレス文への記載内容（記載例含む）およびプレスタイミングを明確にするための広報活動に関する手順を新たに定めたことにより、事象の進展に応じたタイミングでプレス公表（模擬）ができていたことから対策は有効であった。（完了） ただし、プレス文の内容に施設の安全性や外部への影響の有無が分かるような記載がなかったなどの新たな課題を抽出していることから、更なる改善を図っていく。 [10. No.5 プレス内容の改善 参照]</p>

9. 訓練の評価

「再処理事業部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」および「全社対策本部 緊急時対応に係る訓練等の中期計画（2025年度～2027年度）」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）およびNMCCとの同時発災を想定したシナリオのもとで、事業部対策本部、全社対策本部、他事業部およびNMCCとの情報共有および緊急時対応能力の維持・向上を図ることならびに前年度訓練の課題改善・検証をねらいとして訓練を実施した結果、屋内退避時の周知およびNMCCとの情報共有などについて、改善すべき事項が確認されたものの、原子力災害に対する対応に大きな支障はなく、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることができていると評価する。

「1. 訓練の目的・目標」に記載した達成目標についての評価結果は以下のとおり。

【事業部対策本部】

(1) 「全社対策本部およびNMCCとの情報共有」

評価：①「7. (1) f. (a) 事業部対策本部対応訓練」および「7. (1) f. (d) 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、情報フローに基づき、情報共有ツールを用いて事業部対策本部内の情報共有、全社対策本部（即応センター）への正確な情報伝達を情報統括者の確認後に実施し、手順のとおり対応することができていたと評価する。

②「7. (1) f. (a) 事業部対策本部対応訓練」および「7. (1) f. (d) 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、臨界警報の吹鳴、その後に発生した地震による現場からのトラブル情報が錯綜する状況下において、行動規範（ガイドライン）に基づき、各機能班からの報告内容を精査し、全社対策本部（即応センター）へ情報共有ツールを用いた一元的な情報発信ができていたと評価する。

ただし、臨界警報の吹鳴後、再処理事業所構内は構内放送により屋内退避を周知できていたが、濃縮・埋設事業部へ周知することができなかった。また、屋内退避中における屋外作業時の対応について事業部対策本部での決定・周知事項が全社対策本部および他事業部対策本部へ周知されなかったこと、オフサイトセンターへの派遣要員が移動開始する際に装備の確認を実施しなかったことが判明したことから、屋内退避時の周知および対応について改善が必要である。

[10. No.1 屋内退避時の周知および対応に関する改善 参照]

③「7. (1) a. NMCCとの連携訓練」に示すとおり、情報フローに基づき加工施設および廃棄物埋設施設の情報も含めた相互の情報共有ができていたと評価する。

ただし、分析建屋の待機要員がオンサイトラボの入口へ到着したことを緊急時対策所の施設ユニット班へ連絡した際に、連絡を受けた施設ユニット班員が応援要請は不要になったと勘違いしており、その情報が現場へ伝わり現場内において一時混乱する場面が確認されたことから、情報共有方法について改善が必要である。

[10. No.2 NMCCとの情報共有に関する改善 参照]

④「7. (1) f. (a) 事業部対策本部対応訓練」および「7. (1) f. (d) 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、発災事象の確認、防災体制の発令を行うとともに、事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、社内情報シート、COP資料およびEA

L判断の根拠資料等を用いてプラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部（即応センター）へ情報提供ができていたと評価する。

- ⑤「7.（1）b. 通報訓練」に示すとおり、本部事務局は、行動規範（ガイドライン）に基づき、通報文を作成、チェックするとともに、通報連絡の目標時間を管理し、所定時間内に情報統括者の確認後に通報を完了する等、手順とおりに対応することができていたと評価する。
- ⑥「7.（1）f.（a）事業部対策本部対応訓練」、「7.（1）f.（d）全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練」および「7.（2）a.（b）ERC対応訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、事業部対策本部内のブリーフィング等で情報共有を行うとともに、全社対策本部（即応センター）に対し、事故・プラントの状況、事故収束対応戦略および戦略の進捗状況をCOP資料等により情報統括者の確認後に適宜伝達する等、手順とおりに対応することができていたと評価する。また、「8. 前回訓練時の要改善事項への取り組み 事業部対策本部」に示すとおり、前回までの訓練課題についても改善策は有効に機能していると評価する。

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、全社対策本部およびNMCCとの情報共有については目標を概ね達成できたと評価する。

（2）「4施設およびNMCC同時発災時の支援・協力対応」

評価：①「7.（1）f.（a）事業部対策本部対応訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、行動規範（ガイドライン）に基づき、全社対策本部への支援要請（臨界終息活動が長期化した場合を想定した食料の支援）を行っており、4施設同時発災時による支援・協力対応ができていたと評価する。

- ②「7.（1）a. NMCCとの連携訓練」に示すとおり、事業部対策本部は、NMCCでの排気ダストモニタの指示値上昇に伴う主排気筒およびモニタリングポストの指示値確認および主排気筒ダストろ紙の測定ならびに負傷者発生による搬送応援対応が適切に実施できており、NMCC同時発災時の支援・協力対応ができていたと評価する。

ただし、分析建屋の待機要員がオンサイトラボの入口へ到着したことを緊急時対策所の施設ユニット班へ連絡した際に、連絡を受けた施設ユニット班員が応援要請は不要になったと勘違いしており、その情報が現場へ伝わり現場内において一時混乱する場面が確認されたことから、情報共有方法について改善が必要である。

[10. No.2 NMCCとの情報共有に関する改善 参照]

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、4施設およびNMCC同時発災時の支援・協力対応については、目標を概ね達成できたと評価する。

（3）「緊急時対応能力および重大事故等対処設備を活用した現場実働対処」

評価：①「7.（1）f.（a）事業部対策本部対応訓練」および「7.（1）f.（b）重大事故対応の習熟訓練」に示すとおり、事業部対策本部は臨界警報の吹鳴、その後に発生した地震によるトラブルについて、臨界対応の手順等に基づき、現場と連携を図り対応できていたと評価する。

- ②「7.（1）f.（b）重大事故対応の習熟訓練」に示すとおり、臨界警報の吹鳴後、統括当直長の指示により当直員は、臨界対応の手順に基づき、必要な防護装備を着装

し計画した人員数で臨界対応のタイムチャートに記載されている予定時間内で臨界終息に向けた対応を開始でき、統括当直長は事業部対策本部の指示を受け、臨界対応に関する社内ルールに基づき、臨界終息の評価を実施できたと評価する。また、可溶性中性子吸収材を供給する手動ポンプの不調が発生した際、当直員は上長へ報告し、上長からの指示を受け、予備品での対応ができていたことから現場での振る舞いに問題ないと評価する。

上記のとおり、いずれの検証項目についても問題なく実施できていたことから、緊急時対応能力および重大事故等対処設備を活用した現場実働対処については、目標を達成できたと評価する。

【全社対策本部】

(4)「発災情報をもとに対策活動の判断・指示」

評価：①「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部の各機能班は、事業部対策本部と情報共有ツールを用いて、タイムリーかつ正確な情報を入手することができていたと評価する。

ただし、事業部との共有方法の改善が必要と評価する。

[10. No.4 事業部との共有方法の改善 参照]

②「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部の各機能班は、事業部対策本部から得られた正確な情報を用いて全社対策本部内での全社対策本部ブリーフィング等により、情報共有できていたと評価する。

③「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部は、全社対策本部運営に関する手順に基づき、全社対策本部要員が活動するために必要な判断・指示ができていたと評価する。

ただし、事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善が必要と評価する。

[10. No.3 事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善 参照]

④「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、全社対策本部は、全社対策本部運営に関する手順に基づき、全社対策本部要員以外の社員、協力会社員等への対応について迅速に判断・指示ができていたと評価する。

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、いずれの検証項目についても実施できていたことから、発災情報をもとに対策活動の判断・指示については、目標を概ね達成できたと評価する。

(5)「社外への情報発信」

評価：①「7.(2) a.(b) ERC対応訓練」および「7.(1) e.(d) 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練」に示すとおり、全社対策本部は、ERC対応に関する手順に基づき、各事業部対策本部から入手した事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況をCOP資料等により入手し、ERCプラント班への情報発信を手順とおりに対応することができていたと評価する。

②「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」および「7.(2) a.(d) 広報対応訓練」に示すとおり、全社対策本部は、広報対応に関する手順に基づき、施設の発災状況、事象の重要度および今後の対応など、プレスが概ね理解できる情報を発信が実施できていたと評価する。

ただし、プレス内容の改善が必要と評価する。

[10. No.5 プレス内容の改善 参照]

上記のとおり、改善が必要な点はあるものの、いずれの検証項目についても実施できていたことから、社外への情報発信については、目標を概ね達成できたと評価する。

(6)「事業部対策本部の支援」

評価：①「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、事業部対策本部からの支援要請に対して、支援する対応班を決定する等全社対策本部内で意思決定し、手順どおり支援活動に関する対応ができていたと評価する。

②「7.(2) a.(a) 全社対策本部運営訓練」に示すとおり、事業部対策本部からの支援要請に対して、事業部対策本部の機能班と調整して必要な支援が実施できていたと評価する。

上記のとおり、いずれの検証項目についても問題なく実施できていたことから、事業部対策本部の支援については、目標を達成できたと評価する。

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において、抽出した主な改善点は以下のとおりである。

【事業部対策本部】

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
1	<p>屋内退避時の周知および対応に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>①事業部対策本部は、ルールに従い臨界警報吹鳴後、再処理事業所内に屋内退避放送により周知したが、濃縮・埋設事業部には周知していなかった。</p> <p>②事業部対策本部は、屋内退避中の活動について検討し対応を決定したが、全社対策本部および他事業部対策本部へ周知されなかった。</p> <p>③再処理事業部のルール上、臨界事象対応に必要なオフサイト要員派遣等について入出構の制限は設けないこととしているが、オフサイト派遣要員は必要な装備の確認を実施しなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>①濃縮・埋設事業部へ発生事象および今後の対応に必要な情報を提供できること。</p> <p>②事業部対策本部で決定した屋内退避中の活動方針について、全社対策本部および他事業部が認識できるように伝達すること。</p> <p>③オフサイト要員派遣等時に必要な装備の確認を実施できること。</p> <p>【原因】</p> <p>①事業部対策本部は、他事業部に対し事象発生だけではなく屋内退避を含めた検討ができる情報の提供ができなかった。</p> <p>②事業部対策本部は、時系列に記載された情報のうち、共有すべき重要な情報の伝達方法を明確に定めていなかった。</p> <p>③事業部対策本部は、オフサイト要員派遣等時の移動時における屋外装備の確認について明確に定めていなかった。</p>	<p>【対策】</p> <p>①事象発生だけではなく、屋内退避を含めた検討に必要な情報の提供について実施することをルール化する。</p> <p>②共有すべき重要な情報の伝達方法をルール化する。</p> <p>③オフサイト要員派遣時等の移動時における屋外装備の確認について明確化する。</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
2	<p>NMCCとの情報共有に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>NMCCより負傷者発生に伴う現場の応援要請を受け、当社の応援要員が現場到着したことを緊急時対策の現場窓口担当者へ報告した。現場窓口担当者は、NMCCへ連絡するため当社のNMCC担当者へ連絡したが、このときに応援不要となったことを言われ、この情報が現場応援者へも伝わり、現場内で混乱が生じた。</p> <p>【課題】</p> <p>①相反する情報が入った際に再確認を行えること。</p> <p>②現場で混乱が起きるような情報の発信を行わないこと。</p> <p>【原因】</p> <p>①NMCC対応窓口は、応援要請が不要となったことをホットライン等によりNMCCへ再確認しなかった。</p> <p>②現場窓口から現場作業員へ不確定な情報を伝えた。</p>	<p>【対策】</p> <p>①相反する情報が入ってきた場合の再確認の実施および確認ルートを明確化し、マニュアルへ反映する。</p> <p>②相反する情報が入ってきた場合は、現場には一時待機させるなど誤情報による混乱およびミス操作を誘発させないことをマニュアルへ反映する。</p>

【全社対策本部】

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
3	<p>事象発災時における情報収集・共有・指示に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>再処理施設での臨界事象発生に伴い、全社対策本部に係る活動（オフサイト要員派遣、道路状況把握、後方支援派遣および負傷者搬送支援等）の活動開始が遅れた。</p> <p>【課題】</p> <p>①各施設で事象発生した際、全社対策本部要員（緊急時対策要員）や他事業所の要員に必要な情報を収集し、必要に応じて共有ができること。</p> <p>②共有された情報により、屋内外での活動可否判断などが適切なタイミングで指示ができること。</p> <p>【原因】</p> <p>①全社対策本部要員（緊急時対策要員）や他事業所で活動する要員に影響を与えるまたは与えるおそれのある情報が明確でなかった。</p> <p>②臨界事象等に伴う屋内退避情報受信後に、屋内外で活動する再処理事業部員以外の活動可否判断などが具体的に定まっていなかった。</p>	<p>【対策】</p> <p>各施設で事象発生した際、全社対策本部要員（緊急時対策要員）や他事業所の要員が必要とする情報を明確にするとともに、情報収集・共有の方法およびその共有した情報により屋内外の活動可否の判断基準などを明確にし、社内文書に規定する。</p>

※ 事業部対策本部で確認された改善事項であるが、事実確認による原因および全社大に係る改善点であるため、全社対策本部での対応とする。

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
4	<p>事業部との共有方法の改善</p> <p>【問題】 濃縮事業部緊急時対策所との社内TV会議の音声不通となった際に、情報共有がうまくできなかった。</p> <p>【課題】 緊急時において、事業部対策本部と情報共有が不備なくできること。</p> <p>【原因】 社内TV会議が音声不通時に代替手順が一部の事業部で手順が不明確で対応できていなかった。また、音声不通時にも使用する各事業部のCOP確認モニタの閲覧時に、他要員の死角となって、情報を確認するのに時間を要した</p>	<p>【対策】 全社対策本部事務局は、社内TV会議が使用できなくなった場合の対応方法について社内標準化を図るとともに、事業部と情報共有の際に使用する情報共有ツールを再構築し、要素訓練などで検証を行う</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した主な改善点	対策
5	<p>プレス内容の改善</p> <p>【問題】 プレス文に施設の安全性や外部への影響の有無が分かるような記載がなく、必要な情報発信ができていなかった。</p> <p>【課題】 発災事象の影響によって、施設の安全性や外部への影響に関する評価や補足説明を加えた、網羅的にプレスを実施すること。</p> <p>【原因】 プレス文の作成は、昨年度反省事項を踏まえ、プレス文作成に関する前提条件や基本的なルールを定めたガイドに従い対応していたが、施設の安全性や外部への影響に関する記載では、「調査中」などの記載のみとなっており、通報文以外でも得られる情報などを活用した内容になっていなかった。</p>	<p>【対策】 広報班は、施設の安全性や外部への影響に関する情報源、事象ごとのプレス文テンプレートなどを整備し、安心情報をプレス文に入れる場合の確認方法等を運用ガイドに定めるとともに、要素訓練等で作成したプレス文等について外部関係者等による検証を行う。</p>

以上